

令和3年度山口県最低賃金の答申についてのコメント

令和3年8月12日
山口県経営者協会
山口県商工会議所連合会
山口県商工会連合会
山口県中小企業団体中央会

8月5日、山口地方最低賃金審議会は、山口県の最低賃金を、現行の時間額「829円」から、3.4%増の「28円」引上げ「857円」とし、本年10月1日から発効する旨の答申を行った。これは、現行の時間額による最低賃金制度創設以来、過去最高の引上率及び引上額である。

本県経済は、昨年度以来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく落ち込み、持ち直しの動きはあるもののコロナ前には遠く及ばず、特に、飲食、宿泊、観光、運輸業等にあっては、極めて厳しい業況にある。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、現在、全国的に第5波といわれる感染拡大の局面にあり、本県においても感染者が急増し、強く人流の抑制が求められる中、既に疲弊している事業者にとって、全く先行きが見通せない状況にある。

こうした中で、全ての企業に一律に強制力をもって適用される最低賃金を、目前である10月から、過去最大の引上げを行うことが妥当とした答申は、到底納得できるものではなく、多くの中小企業・小規模事業者の心を折り、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する。

本県の最低賃金額については、今後、山口労働局長において、今回の答申を踏まえ決定されるものであるが、中央最低賃金審議会が示した「28円増」との目安額については参酌すべきものとしても、発効時期については、新型コロナウイルス感染症の再拡大が、持ち直しの動きがあるとされる県内景気に与える影響について注視するとともに、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを後押しするとされる国の支援策等の効果を十分に見極めた上で、適切に判断されることを望むものである。